

令和7年度
スタートアップ成長支援ファンド事業
無限責任組合員公募
募集要項



令和7年4月7日

北九州市
産業経済局未来産業推進部
スタートアップ推進課

1 背景・目的

国は、スタートアップを、

- ・ 経済成長のドライバーであり、将来の所得や財政を支える新たな担い手
- ・ 雇用創出にも大きな役割を果たす
- ・ 新たな社会課題を解決する主体としても重要

として位置付け、その成長を促進するため、令和4年に「スタートアップ育成5か年計画」を策定した。

スタートアップの成長には、事業資金の調達が必須であるが、担保となるような資産を有しておらず、経営が安定しないことが多いことから、金融機関から融資を受けることが難しいため、ファンド及びベンチャーキャピタル等からの出資（株式投資）が、重要な資金調達手段となっている。

しかしながら、我が国は諸外国と比較して投資額が小さく、スタートアップが成長するための資金調達環境が整っているとは言い難い。

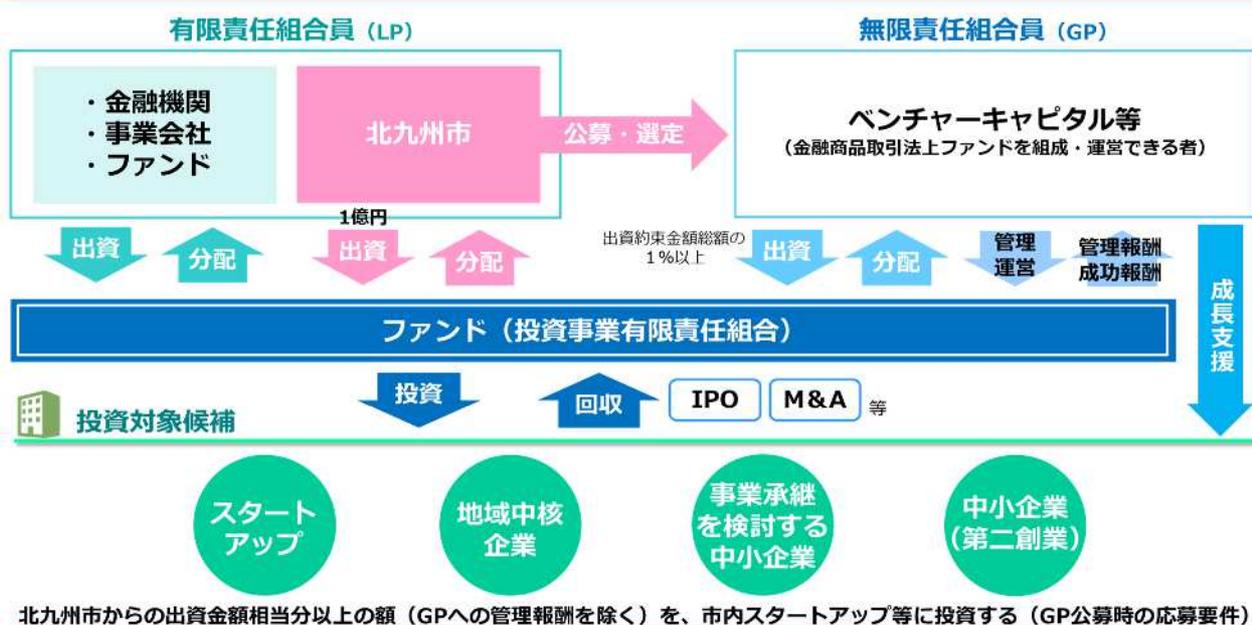
このような状況を受け、「スタートアップ育成5か年計画」では、主要な取組の一つに「スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化」を掲げ、スタートアップへの投資額を5年で10倍に増加させることを目指している。

一方、本市においても、スタートアップを、雇用創出・設備投資・税収の観点における未来の地域経済の牽引役、課題先進都市である本市の課題解決の担い手として位置付けており、令和6年に策定した「北九州市産業振興未来戦略」では、「市内企業、大学、ベンチャーキャピタル等と連携した、市内スタートアップの創出、成長支援（資金支援、伴走支援）の強化」に取り組み、KPIの一つに「スタートアップの資金調達額：100億円（令和9年度まで）」を掲げている。

このような背景を踏まえ、本市は、令和7年度にスタートアップ成長支援ファンド事業を創設し、公募によって選定した無限責任組合員（GP）が組成・運営するファンド（以下「本ファンド」という。）へ、有限責任組合員（LP）として出資することとした。

本市は、本ファンドへの出資を通じて、無限責任組合員が目利きして投資する有望な市内スタートアップの資金調達を支援するとともに、無限責任組合員と連携したハンズオン支援も併せて行うことで、未来の地域経済を牽引し課題解決の担い手となる市内スタートアップを創出することを目的とする。

北九州市が出資するファンドスキーム



2 応募資格

応募時点で次に掲げる全ての要件を満たす事業者

- (1) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）において、自らが無限責任組合員となり、本ファンドを組成し運営を行うことができる法人又は有限責任事業組合であること。

※ 北九州市は適格機関投資家ではない点に留意すること。

- (2) 北九州市内に事務所（コワーキングも可）を有していること。

※ 応募時点で当該要件を満たしていない場合は、本市と投資事業有限責任組合契約を締結するまでに当該要件を満たすこと。

- (3) 投資事業有限責任組合の無限責任組合員として業務を執行している者若しくは業務執行の実績を有する者、又はスタートアップへの投資実績を有している者。

なお、それらの者が設立する法人等を含む。

- (4) 北九州市税その他公租公課の未申告又は滞納がないこと。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に規定する破産者で復権を得ない者でないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (7) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。

- (8) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。

- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2

条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体等ではないこと。

3 ファンドの要件

(1) 基本スキーム

- ① 本ファンドの法的形式は、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に基づく投資事業有限責任組合であること。
- ② 本ファンドの全組合員の出資約束金額の総額（以下「出資約束金額総額」という。）は、応募時点で少なくとも5億円以上となることが見込まれており、かつ10億円以上を目標としていること。
- ③ 有限責任組合員については、民間事業法人、金融機関及び公的な中小企業支援機関等であること。

なお、公的な中小企業支援機関等を有限責任組合員として想定する場合、当該機関等の出資要件に適合する条項を組合契約（サイドレターを含む。）に規定すること。

- ④ 契約書は、「投資事業有限責任組合契約（例）及びその解説」（平成30年3月経済産業省）を参考にすること。

<https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/data/20180402006-2.pdf>

(2) 組成時期及び存続期間等

- ① ファンドが組成されていない場合は、本市から本ファンドへの出資が、令和8年3月31日までに完了できることを踏まえた時期に組成すること。

また、既に組成している場合は、前述の期間内に本市からの出資を受け入れることが可能であること。

なお、上記期間内に出資を受け入れることができない場合は、出資を取り消す場合がある。上記期間内に出資を受け入れることができないことが見込まれた場合は、直ちに本市へ報告すること。

- ② 本ファンドの存続期間は10年間以上とする。ただし、組合員間の合意の上で、この存続期間を延長又は短縮することも可能とする。
- ③ 本ファンドの投資期間（新規投資を決定又は実行できる期間をいう。以下同じ。）は5年間とする。ただし、組合員間の合意の上で、この投資期間を延長又は短縮することも可能とする。

(3) 分配金及び余剰資金の取扱い

- ① 投資回収金は適宜、有限責任組合員に分配すること。
- ② 定期的に、追加投資及び管理報酬その他の費用として使用する予定のない余剰資金を見積り、余剰資金は有限責任組合員に返還すること。

投資期間の終了後、投資総額が組合契約に定める水準を超えない場合には、組

合員間の合意の上で、当該投資総額、当該事業年度末までの新規投資予定額（投資実行及び投資金額が決定している案件に係るものに限る。）、追加投資予定額及び管理報酬その他の費用の合計金額まで、出資約束金額を引き下げることができるものとする。

出資約束金額を引き下げた場合、無限責任組合員は、その引き下げの修正までの間に組合員から支払われた管理報酬額のうち、半期ごとに計算した修正差額を組合員へ返還することを基本とする。

なお、投資期間終了後における追加投資は、組合員間の合意の上で、行えるものとする。

- ③ 本市は、出資約束金額の支払い並びに本ファンド及び無限責任組合員から受ける分配金等の支払いに関し、原則として、自らが定めた規則に従い会計処理を行う。

4 北九州市の出資額及び払込方法

(1) 本市は、本ファンドに有限責任組合員として参加する。

(2) 本市が出資する時期及び出資約束金額は、令和7年度中に1億円とする。

なお、無限責任組合員を複数採択した場合は、出資金を複数で分割するものとし、その分割割合は本市が決定する。

(3) 本市からの出資金の払込方法は、無限責任組合員と協議の上、決定する。

なお、選択肢として、キャピタル・コール方式、一括出資方式、分割出資方式、ハイブリッド方式及びプール口座への払込を想定している。

5 投資方針

本市が出資する金額から無限責任組合員への管理報酬を除いた額に相当する額以上の額を、市内スタートアップへ投資すること。なお、市内スタートアップとは、以下の

(1)～(4)いずれの要件にも該当する企業をいう。

(1) 法人格を有すること。

(2) 新しい技術の活用又は斬新なサービス等、新規性がある事業を、加速度的に拡大する志向を持っていること。

(3) 法人登記簿上の本社又は本店が北九州市内にある企業又は主たる事業所が北九州市内にある企業。

(4) 金融商品取引所に株式が上場されていないこと。

6 投資事業等

本ファンドは、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項各号に規定する事業を営むこととする。

7 投資先企業の育成

無限責任組合員は、投資後における投資先企業の業況や事業の進捗状況等を継続的に把握するとともに、経営及び技術等に関するハンズオン支援を行うものとする。

特に、本市からの出資金を充てた投資先市内スタートアップ等については、本市との連携を密にしたハンズオン支援に努めること。

8 報告義務

(1) 無限責任組合員は、有限責任組合員に対し、組合の資産状況及び以下に掲げる事項等を記載したレポートを、少なくとも半期ごとに提出すること。

また、前述のレポートとは別に、①については投資実行の翌月末まで、②については発生後遅滞なく、④については処分収入を得た翌月末までに、事実の発生に応じた報告を行うものとする。

① 投資実行した場合の投資先企業の概要及び投資額等

② 投資先企業に発生した、次に掲げる重要な事実の内容等

ア 投資時点で予定されていなかった、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、事業の休止又は廃止、破産、会社更生若しくは民事再生の手續開始申立等

イ 上場承認

③ 投資先企業に対するハンズオン支援の内容

④ 売却・償還等による処分収入を得た場合の当該投資先企業の概要及び売却額等

(2) 無限責任組合員は、有限責任組合員から要請があった場合に、有限責任組合員に対し、投資活動に関する情報の開示を行うものとする。

(3) 無限責任組合員は、有限責任組合員に対して、投資先企業の1年ごとの収支及び雇用その他の経営状況等を報告する運用報告会を、年1回以上開催すること。

(4) 無限責任組合員は、年1回又は本市からの求めに応じて、投資先企業が本市の産業振興に貢献した内容（本市での新規雇用者数、本市への拠点設置等）を取りまとめ、本市へ報告すること。

9 無限責任組合員に対する報酬

無限責任組合員に対する報酬は、本ファンドの主な投資対象や投資形態を勘案した、運営等のための管理報酬及び成功報酬とし、本ファンドの規模からそれぞれ適切に設定すること。

なお、管理報酬により賄われるべき費用の範囲は、投資先の調査・審査、投資先に対する支援及び組合事業の運営に要する費用を基本とする。

10 無限責任組合員の出資額

無限責任組合員は、出資約束金額総額の1%以上を自ら出資すること。

11 善管注意義務、利益相反、秘密保持

- (1) 無限責任組合員は、本ファンドの目的に従い、善良なる管理者の注意をもって業務を執行すること。
- (2) 無限責任組合員は、本ファンドに不利益が生じないよう利益相反に配慮すること。

無限責任組合員は、投資総額、本ファンドの費用及び管理報酬に充てられた出資履行金額の合計額が、総組合員の出資約束金額の合計額の10分の6に達する時、又は、出資約束期間の満了時のいずれか早い時までの間は、本ファンドの事業と同種又は類似の事業を行うこと、承継ファンドの無限責任組合員、ジェネラル・パートナー、無限責任社員、取締役又は業務執行者その他これらに類似する役職として当該団体の管理及び運営を行うことができないものとする。

ただし、本ファンドの組合員から事前の承認を得ている場合は、この限りではない。

- (3) 無限責任組合員は、組合員の事前の承認を得ることなく、自己又は第三者のために本ファンドと取引することはできない。
- (4) 無限責任組合員は、投資先に関する情報をはじめ、組合に関する情報を、合理的な範囲を超えて開示又は漏洩してはならないものとし、組合運営に際しては、万全の秘密保持体制を確立すること。

12 北九州市の関与

- (1) 無限責任組合員が開催する本ファンドの運営に係る投資委員会に対し、本市は、本市職員の中からオブザーバーを選任して出席させることができる。
- (2) 本市は、外部専門家を活用しながら、無限責任組合員に対し、投資先企業の経営状況及び組合の運営状況の把握を行うなどのモニタリングを実施するとともに、意見交換を行うことができる。
- (3) 本市は、無限責任組合員の財務内容等の経営状況及びコンプライアンス体制について、必要に応じ報告を求めることができる。
- (4) 本市は、無限責任組合員に対し、投資先候補に係る情報提供を行うことができる。
- (5) 本ファンドに係る募集活動、投資活動及びその他本ファンドの運営は、全て無限責任組合員の責任において行われ、本市は一切責任を負わない。

13 反社会的勢力への対応

- (1) 全ての組合員が、契約時点及び組合員である全期間において、反社会的勢力に該当しないことを、表明及び保証すること。
- (2) 上記(1)に虚偽又は違反があることが判明した場合には、組合員の除名事由に該当するものとする。
- (3) 本ファンドの投資対象から反社会的勢力を除外すること。

14 ファンドの運営

- (1) 本ファンドは、原則として資金の借入れを行わないものとする。
- (2) 本ファンドが、利息及び配当金を受領する際には、組合員（源泉徴収義務者）に対し、投資事業有限責任組合はパススルー課税方式（法人税法基本通達14-1-1）を採用していること及び本市は非課税法人であることを確実に伝達し、適正な法人税法上の処理を行わせること。
- (3) 本市に対する組合財産の分配（清算人による分配を含む。）については、本市が投資先企業の株式等の現物による分配を了承する場合を除き、金銭により行うこと。
- (4) 無限責任組合員は、本ファンドが匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権を取得する場合にあっては、当該契約等の内容について本市へ事前に通知することとし、本市は当該契約等の内容に対して意見を述べるができる。
また、その場合、当該出資額又は当該取得額を超えて損失を負担することのないことを匿名組合契約又は信託契約等において規定すること。
- (5) 無限責任組合員は、本市が、本市及び本市の関係団体が行うスタートアップを含む中小企業向け支援施策との連携を要請した際には、可能な範囲で協力すること。
- (6) 無限責任組合員が、本市の名称を用いる場合は、本市の社会的信用を低下させないよう努めるとともに、募集活動、投資活動及びその他本ファンドの運営に係る投資先、有限責任組合員及びその他の第三者に対し、本市が本ファンドの運営主体であるとの誤解を生じさせないようにしなければならない。
また、本市の名称を使用する際は、本市が定める諸規定等に従うものとし、無限責任組合員がこれらに違反した場合、本市は名称の使用を禁止することができる。

15 公募スケジュール

内 容	時 期
公募開始	令和7年4月 7日（月）
説明会参加申込期限	令和7年4月10日（木）17時必着
説明会	令和7年4月11日（金）15時 ※予定
質問書提出期限	令和7年4月25日（金）17時必着
質問書回答	令和7年4月30日（水）
参加意向書提出期限【必須】	令和7年5月12日（月）17時必着
応募書類提出期限【必須】	令和7年5月16日（金）17時必着
プレゼンテーション審査【必須】	令和7年5月22日（木）午後 ※予定
審査結果の公表及び採択候補者特定	令和7年6月上旬 ※予定

（1）説明会

① 参加申込方法

別紙1「説明会参加申込書」に必要事項を記載し、「18 問い合わせ先・書類等提出先」に記載のメールアドレス宛に提出すること。

② 参加申込期限

令和7年4月10日（木）17時00分必着

③ 開催日時（予定）

令和7年4月11日（金） 15時00分～16時00分

④ 開催方法

Zoomによるオンライン開催 ※参加用URL等は別途案内

⑤ その他

説明会に参加していない場合であっても、応募することができる。

（2）質問書

① 提出方法

別紙2「質問書」に必要事項を記載し、「18 問い合わせ先・書類等提出先」に記載のメールアドレス宛に提出すること。

② 提出期限

令和7年4月25日（金）17時00分必着

③ 質問書の回答

質問者を伏せて、令和7年4月30日（水）までに、北九州市ホームページにて公開する。

（3）参加意向書

① 提出方法

別紙3「参加意向書」に必要事項を記載し、「18 問い合わせ先・書類等提出先」に記載のメールアドレス宛に提出すること。

② 提出期限

令和7年5月12日(月) 17時00分必着

③ その他

期限内に参加意向書の提出がなかった場合、応募することはできない。

(4) 応募書類

① 提出書類等

以下に掲げる提出書類について、「提出部数」に記載の部数(紙媒体)及びPDF形式に変換した電子データを提出すること。

提出書類		指定 様式	提出 要否	提出 部数
1	応募様式(別紙4) (下記「⑤応募様式への記載内容」に基づき記載) ※ 30ページ以内	有り	必須	5部
2	会社紹介資料、パンフレット等 (既存の資料があれば提出) ※ 20ページ以内	無し	任意	5部
3	投資事業有限責任組合契約書(案) ※ 既にファンドが組成されている場合は、最新版の締結 済み契約書(写) ※ 「投資事業有限責任組合契約(例)及びその解説」(平 成30年3月 経済産業省)と相違する箇所があれば、 当該箇所を赤字にしたり、コメントを付す等、分かりや すく明示すること	無し	必須	1部
4	履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本) ※ 3か月以内に取得したもの	無し	必須	1部
5	法令上、自らが無限責任組合員となり、ファンドを組成し 運用することができる法人であることを証する書面(写)	無し	必須	1部
6	確定申告書(写) (決算書・直近3期分)	無し	必須	1部
7	直近の市区町村税に滞納がないことの証明 ※ 各市区町村(東京都の場合は都税事務所)で発行される 納税証明書	無し	必須	1部
8	役員等名簿(別紙5) ※ 暴力団と関係性がないことを確認するために使用	有り	必須	1部
9	暴力団排除に関する誓約書(別紙6)	有り	必須	1部
10	上記1~9をPDF形式に変換した電子データ	—	必須	—

② 提出方法

- ・ 紙媒体

「18 問い合わせ先・書類等提出先」に記載の住所宛に郵送又は持参すること。

- ・ 電子データ（PDF）

「18 問い合わせ先・書類等提出先」に記載のメールアドレス宛に提出すること。

③ 提出期限

令和7年5月16日（金）17時00分必着

④ その他

応募書類を提出後の修正及び再提出は認めない。なお、期限内に応募書類を提出しなかった場合は辞退したものとみなす。

⑤ 応募様式への記載内容

1 応募者（無限責任組合員）の概要

《10点》

(1) 応募者概要（経営理念、沿革、特徴、株主構成等）

(2) 直近3期の決算状況と今期の見込み

※ 設立後3期を経過していない場合は、全期間の決算状況

(3) 組織体制（役職員の推移等を含む）

(4) 経営者及び役員の経歴

※ 本ファンドへの関与の度合いについても記載

2 過去に組成・運用したファンドの実績

《20点》

(1) 過去に組成・運用したスタートアップ向けファンドの運用実績

（ファンド規模、投資期間・回収期間中・清算済み等の状況、IRR・投資倍率、投資先数、投資累計額、分配金累計額、主な投資分野・地域、投資ステージ等）

(2) 過去の投資案件における主なハンズオン支援の内容（応募者が行った支援内容を具体的に示すこと）及び主な投資先のパフォーマンス

(3) スタートアップに係る業務のノウハウ、専門知識及びその他アピールできる能力

※ 応募者が、初めて無限責任組合員として本ファンドを組成・運用する場合は、応募者の本ファンドに携わるハンズオンメンバーが、過去に他の無限責任組合員として携わった実績を記載すること

3 本ファンドの運用方針

《 30点 》

(1) 投資環境に対する現状分析

- ① 投資環境としての本市及び我が国全体に対する認識
- ② 組合存続期間(10年以上)を見据えた投資戦略(投資ステージ、出資比率、想定投資先数、ハンズオン支援、E x i t 方針等)

(2) 現時点での投資先候補案件概要

(業種、事業内容、想定投資金額、成長見込み、想定ハンズオン支援等)

※ 市内スタートアップの投資先候補は、必ず記載

(3) 本ファンドの組成条件

- ① 無限責任組合員の管理報酬、成功報酬及びその他の手数料の料率や計算方法の概要(ハードルレートの有無及び内容を含む)
- ② 組合契約に含める本ファンドの主要条件

(4) 無限責任組合員の出資額

※ 無限責任組合員の親会社等のグループ会社から出資がある場合は、その旨を記載

(5) 有限責任組合員の構成、出資額及び出資確度(予定を含む)

※ 応募時点で少なくとも5億円以上となることを見込まれる根拠も記載

(6) 利益相反への対処

- ① 役職員の兼任及び組合間の取引等、組合運営に関する利益相反に関する対応方法
- ② 他に運営しているファンドが存在する場合の投資及び売却に関するルール

(7) コンプライアンス(反社会的勢力の排除等)への対処

(8) 連携促進支援

投資先企業が、他のファンドや大学・研究機関・大企業等の様々な主体との連携を実現するための具体的な支援方法

4 本ファンドの運用体制

《 10点 》

(1) ファンド運用にあたる担当者数と役割分担(専任者及び専任者に準ずる者等)

(2) 全担当者の経歴(ファンド業務経験の詳細情報)

(3) 発掘から投資決定に至るプロセス等

- ① 投資先候補企業を発掘する方法及びネットワーク
- ② 投資先の選定基準及びプロセス(投資委員会委員の概要、決議要件等)

(4) 管理体制(投資報告・会計報告方針等)

5 北九州市に対する理解・連携等

《 30点 》

(1) 本市の特徴・課題に対する理解

スタートアップが事業活動を行う場としての本市の産業、アカデミア及び施策等に関する特徴・ポテンシャル、並びに本市が抱える課題に対する認識

(2) 本市のスタートアップ支援施策との連携

本ファンド又は本ファンドに付随する取組と、本市のスタートアップ支援施策との連携方法

(3) 市外企業に投資した場合、その市外企業の本市への関与

投資した市外企業へ、本市への関与（誘致、事業活動等）を促進する取組があれば記載

※ 上記記載内容は審査における評価項目でもあり、記載の点数は評価の配点である。

(5) 留意事項

- ① 本件公募に係る資料の作成等の応募に必要な経費は、応募者の負担とする。
- ② 提出書類は、いずれも返却しない。不要となった書類の廃棄は本市が行う。
- ③ 本市が必要と判断した場合、追加資料を求めることがある。
- ④ 本市が必要と判断した場合、提出書類及び追加資料を、外部有識者、ファンド調査専門機関及び本市がスタートアップ支援業務を委託（再委託先を含む。）する事業者等に開示することがあり、応募者は応募書類の提出をもって当該開示に承諾しているものとみなす。
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- ⑥ 本市が追加資料を求めた場合を除き、応募書類提出期限後の資料の追加提出は一切認めない。

16 審査

(1) 開催日（予定）

令和7年5月22日（木）午後（具体的な日時は、応募者に別途連絡する）

(2) 開催方法

現地参加（北九州市内）又はオンライン参加のいずれかを選択可能

(3) 審査方法

① 事前審査

本市職員が、提出書類の不備、記載事項、応募資格要件等の確認及び必要に応じて外部有識者等からの意見聴取を行う。

この際に、本市からの提出書類の不備に対する資料要求及び記載事項の修正指示等に従わない場合、本市が設定した期限内に対応しない場合又は応募資格要件を満たさない場合は失格とする。

② プレゼンテーション審査

- ア 外部有識者及び本市職員で構成された審査委員会による審査を行う。
- イ 応募者は、自らの応募内容を説明し、その後、審査委員より質疑応答を行う。
(説明：15分、質疑応答：15分)

(4) 審査項目・配点

上記「応募様式への記載内容」に基づき、総合的に審査を行う。

(5) 採択者数

採択者数は若干数とし、審査結果によっては複数の者を採択する場合がある。
この場合、本市が各者と出資条件等を調整した上で協議が整えば、複数の者それぞれと投資事業有限責任組合契約を締結する。

(6) 審査結果

① 審査結果の公表及び通知

令和7年6月上旬(予定)に、北九州市のホームページにて公開するとともに、書面により通知する。

② 公表に関する事項

次の事項を公表する。

- ア 採択者の商号又は名称
- イ 応募者数
- ウ 応募者(受託候補者のみ商号又は名称を表示)の評価結果
- エ 審査委員会の委員の氏名及び職名(職業)
- オ 審査委員会における主な意見
- カ 本市による主な特定理由

(7) その他

- ① 本市及び審査委員会から資料の提出や説明を求められた場合、応募者は速やかに対応すること。
- ② 審査プロセスにおいて、上記①に掲げる応募者による速やかな対応がなされない場合を含み、本市の出資が困難と判断される応募者は、失格とする。
- ③ 審査結果に関する問い合わせ(不採択の理由等)には一切応じない。

17 留意事項

本市は、本要項に定めるスケジュールや手続について、自らの裁量において予告なく変更又は中止することができる。

なお、本市は、上記の変更又は中止によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対し、一切の責任を負わない。

18 問い合わせ先・書類等提出先

北九州市産業経済局スタートアップ推進課

- ・担当：小濱、片山
- ・電話番号：093-582-2590
- ・メールアドレス：san-startup@city.kitakyushu.lg.jp
- ・住所：〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号